

朝霞市立朝霞第九小学校いじめの防止基本方針

令和7年4月

はじめに

朝霞市立朝霞第九小学校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を、教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものを言う。

（いじめ防止対策推進法第2条）

→ 「いじめられている」と感じたらそれは「いじめ」である！

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

○いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者に周知を図る取組に努めます。

○いじめを受けている児童を守ります。

○いじめはどの子でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

○本校からのいじめの一掃を目指します。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会」を設置しています。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は「いじめ緊急対応チーム会議」として緊急に開催することとします。

【生徒指導委員会構成員】

生徒指導主任、各学年1名、担外1名、養護教諭

【緊急対応チーム構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、問題発生学年の主任と担任

【活動】

○学校いじめ防止基本方針作成・見直し

○いじめ防止等に関する年間指導計画の作成（生徒指導主任）

- 校内研修会の企画・立案（生徒指導主任）
- 「いじめに関するアンケート」の結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 配慮児童への支援方針決定

2 学校にあけるいじめ防止等に関する具体的な取組

（１） いじめの未然防止のための取組

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 委員会活動・クラブ活動の実施【通年】
- 縦割り活動の実施【通年】
- 児童集会の実施【年間５回】
- 若葉班遊び（縦割り遊び）の実施【年間３回】

イ 教職員が主体となった活動

- 一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開【通年】
- 道徳教育・情報モラル教育・人権教育の推進【通年】

ウ 保護者や地域との連携した活動

- 学校保護者連絡会での学校の方針説明【通年】
- 学校だより等を活用したいじめ防止活動の報告【通年】
- 集団登校時・下校時の見守り活動【通年】
- スポーツ少年団活動の推進【通年】

（２） いじめの早期発見への取組

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

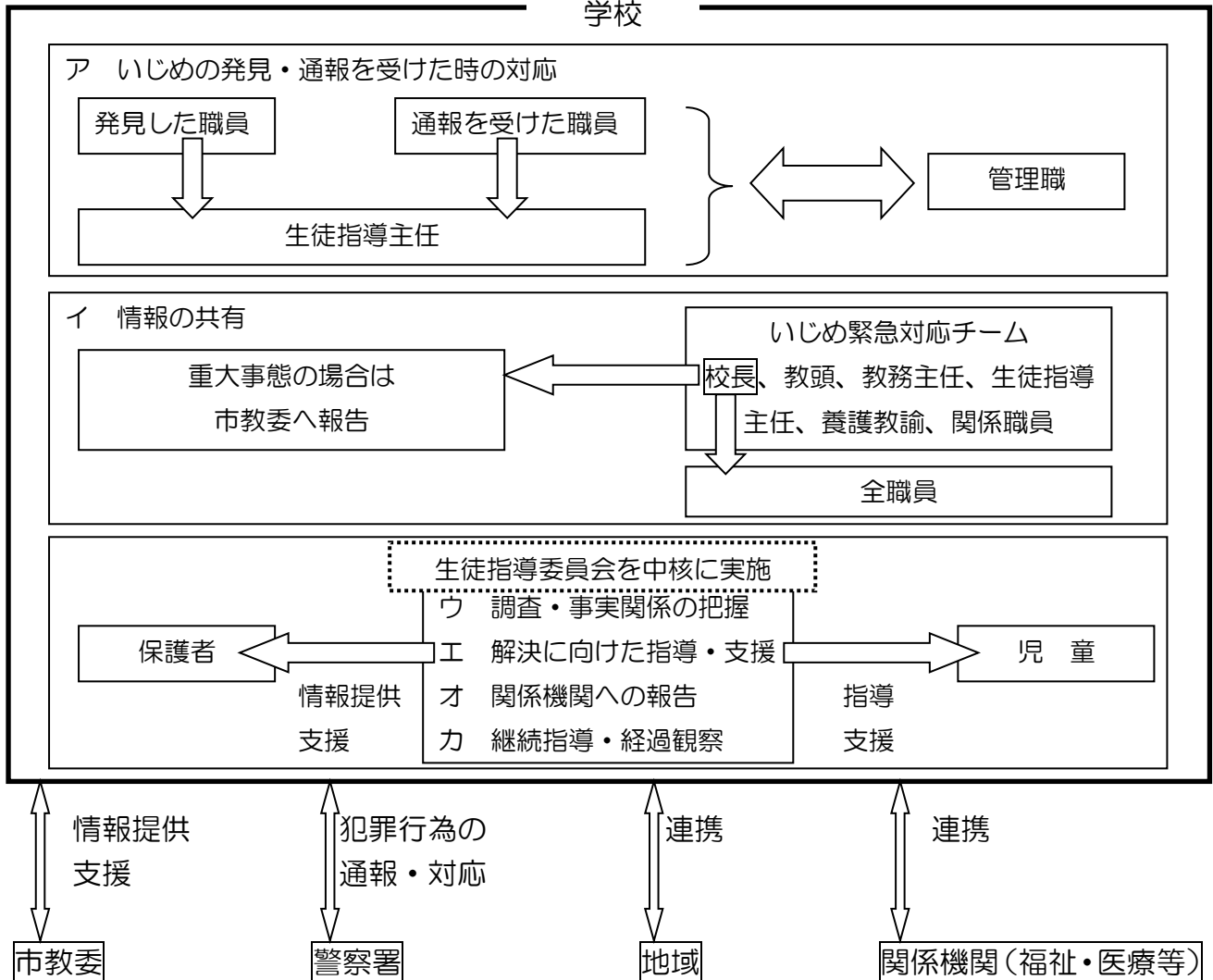
イ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象にアンケート調査を実施します。（５月・１０月）（そのほかに随時提出できる用紙を配布）

ウ 様々な情報を収集し、教職員間で共有します。

- 生徒指導委員会での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

学校



ア いじめの発見・通報を受けたときの対応→「即時対応」

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、そのとき、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主任および管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主任は、全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 調査・事実関係の把握

- 速やかにいじめ緊急対応チーム会議を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で重大自体と判断された場合は、校長が朝霞市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童の聴き取りに当たっては、担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。その結果については、保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導および支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教委および警察署等への関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者およびその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導および支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ緊急対応チーム会議において、指導および支援の方針を決定します。
- 全職員で連携して組織的な対応に努めます。
- 指導および支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援していきます。

○安全・安心を確保する。

○心のケアを図る。

○今後の対策について、共に考える。（具体的に詳しく、どのようにしてほしいか。）

○活動の場を設定し、認め、励ましていく。

○温かい人間関係を作る。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

○事実関係を明確に説明する。

○じっくりと話を聴く。

○苦痛に対して本気になって、精一杯の理解を示す。

○親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

オ 関係機関への報告

- 校長は朝霞市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめの内容が犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

（４） ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の物や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- 児童のパソコンや携帯電話の使用状況について実態把握をします。
- フィルタリングやパソコンや携帯電話の使用について、保護者への啓発を図ります。
- 教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間などにおける情報モラル教育の充実を図ります。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 保護者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①状況確認②状況の記録 → いじめへの対応、朝霞市教育委員会・警察への相談③管理者へ連絡（削除依頼） |
|--|

(5) 重大事案への対処

ア 重大事案とは

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○いじめにより児童等の生命、新進または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む。）○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合 <p style="text-align: right;">（「いじめ防止対策推進法」より）</p> |
|---|

イ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、朝霞市教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。